

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2018
10月号 Vol. **91**



撮影：鳥取県発明協会 北山

発行：鳥取県知的所有権センター
〒689-1112鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL : 0857-52-6728 FAX : 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL : 0857-52-6722 FAX : 0857-52-6674

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「INPIT 鳥取県知財総合支援窓口」

月 日	時 間	場 所	知財専門家
11月 1日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
11月 7日 (水)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部センター 2階	田中(俊)弁理士
11月 8日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
11月 15日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
11月 29日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。
 その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mailにてご確認ください。
 INPIT鳥取県知財総合支援窓口サイト(<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>)では、窓口状況の確認もできますのでご利用ください。

お申し込み連絡先

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

☎ ■TEL 東部窓口：0857-52-5894
 西部窓口：0859-36-8300
 ✉ ■E-mail：torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
 公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。開催時間は各会場共通 13:00~16:00 です。

月 日	会 場 (予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
11月 6日 (火) 11月 20日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL:0858-47-1183)	特 許 等 無 料 相 談 会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00)
11月 2日 (金) 11月 16日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL:0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00)
11月 13日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL:0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
11月 14日 (水)	境港商工会議所 (TEL:0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
11月 21日 (水)	米子商工会議所 (TEL:0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
11月 27日 (火)	米子市立図書館 (TEL:0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00)

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL:0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
------------------------------------	-------	-----------------------

『知財広め隊！セミナー in 米子』開催のお知らせ

日本弁理士会中国支部、日本弁理士会 主催

知財広め隊！
セミナー in 米子

2018年 10/26(全)
13:30～16:00
(受付：13:00～)

参加無料
定員30名

宝は足元に、農産物・食品ブランドは、こうやって作ってごしない！

講師
木戸弁理士事務所
弁理士 木戸基文 氏

会場
米子コンベンションセンター
3階 第1会議室

プログラム

13:00	開場(受付開始)
13:30	開演
13:40	知財広め隊セミナー in 米子 講師：弁理士 木戸基文 氏
～休憩～	
14:35	「PATやってみたら「もうけの花道」に 日本弁理士会 中国支部 14:50 知って得する知財権の活用 中国経済産業局 知的財産室 15:00 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 鳥取県知的所有権センター
～休憩～	
15:10	講師や地元の弁理士との座談会
16:00	閉会

主催：日本弁理士会中国支部、日本弁理士会 共催：中国地域知的財産戦略本部
後援：鳥取県、米子商工会議所、境港商工会議所、(公財)鳥取県産業振興機構、(一社)鳥取県発明協会

「宝は足元に、
農産物・食品ブランドは、
こうやって作ってごしない！」

農林水産業にたずさわっている方々にも、知財を身近に感じていただきたい！特許や商標（地域団体商標）、地理的表示保護制度（GI）といった、知的財産権の活用について、講師が分かりやすく、説明いたします。

また、地元の弁理士による知的財産に関する成功事例や失敗事例を具体的にご紹介するとともに、講演後、講師の先生や地元の弁理士が参加する座談会を開催いたします。

是非、この機会にご参加ください。

- 日時：平成30年10月26日（金）
13:30～16:00
(13:00受付開始)
- 場所：米子コンベンションセンター
3階 第1会議室
(米子市末広町294)
- 参加費：無料
- 定員：30名まで
(定員になり次第締め切ります)
- 申込締切：平成30年10月19日（金）まで



残りわずか
となりました！

問い合わせ
申込先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 知的所有権センター 担当：小畑
電話：0857-52-6722 ファクシミリ：0857-52-6674
電子メール：chizai@toriton.or.jp

「企業連携出前授業(第2回・第3回)」開催報告

【第2回】「固まる砂の不思議さを体験しよう」

平成30年9月14日（金）、モルタルマジック株式会社様にご協力頂き、「固まる砂の不思議さを体験しよう」と題した出前授業を、鳥取市立世紀小学校の5年生2クラスを対象に開催しました。

JAXAも注目する、砂を簡単に固める接着技術を、モルタルマジック株式会社様が開発したこと紹介に続き、砂ねんど工作を行いました。工作では砂をこねてひとかたまりにし、形を整えた後、オーブントースターで加熱すると、数分で砂が固まりました。その後、思い思いの色を塗って作品を完成させました。

また、会場には、同社製のお土産品が展示されるコーナーが設けられ、桜島の火山灰や富士山の砂を固めて作ったユニークなお土産品についても見学することができました。



【第3回】「立体モデルを扱おう」

平成30年9月26日（水）、株式会社日本マイクロシステム様にご協力頂き、「立体モデルを扱おう」と題したパソコンを活用した出前授業を、米子市立五千石小学校の6年生1クラスを対象に開催しました。

作図（CAD）ソフトを使って車の設計や服のデザインが行われることの事例紹介や、大型の3Dプリンターを使って家が作られる事例紹介が行われました。

また、2名が1組になって実際にパソコンを操作しながら2次元と3次元表現の違いを体感したり、クイズ形式で間違い探しを行うなどして学習を深めました。



◆「2018知財ビジネスマッチング会inとっとり(個別面談会)」開催いたしました。

平成30年9月12日（水）にとりぎん文化会館において、「2018知財ビジネスマッチング会inとっとり（個別面談会）」を開催いたしました。

本マッチング会は、大企業が保有する事業化可能な特許を開放していただき、鳥取県内の企業や研究機関等へ新しい事業や商品開発などへつなげるよう、平成27年度から実施しているもので、今回で5回目の開催となりました。

まず最初に、山本知的所有権センター長が主催者として開会の挨拶をさせていただきました。



【山本センター長 挨拶】

第一部は、株式会社日本マイクロシステム 営業部 課長 松本 誠一郎氏による事例発表「知財活用でビジネスチャンスをつかむ」と題して、日産自動車株式会社の開放特許を活用した商品化の事例を、ご自身が経験した知財活用の利点や効果についてわかりやすく説明していただきました。

第二部は、日産自動車株式会社、富士通株式会社、富士通セミコンダクター株式会社、株式会社イトーキ、キユーピー株式会社の5社より、自社が保有する開放特許の紹介を行っていただきました。

企業の成長の機会をつかもうと熱心に耳を傾けて聴講している参加者の姿が印象的でした。

また、開放特許の紹介に並行して、事前に予約していた県内企業と別室にて、個別面談会を実施しました。



【(株)日本マイクロシステム 松本氏】



【大企業による開放特許の説明の様子】



【別室での個別面談の様子】

鳥取県産業振興機構 知的所有権センターでは、引き続き県内企業と大企業との知財マッチングの調整、知的財産に関するライセンス契約締結の支援、製品化・事業化の支援、そして事業化資金獲得の支援に至るまで、一貫したサポートを行っていきたいと思います。

(公財) 鳥取県産業振興機構 知的所有権センター 知財スタッフ 小畑 佐智子

西部センターに着任して



鳥取県知的所有権センター
鳥取県知財総合支援窓口
知財コーディネーター **澤田 宏二**

本年4月より鳥取県産業振興機構の西部センターに駐在し、鳥取県西部にある企業様を中心に支援を行っています。鳥取県中部の高校卒業後は鳥取市が生活の中心でしたので、鳥取県西部での生活は初めて。半年間西部で過ごして感じたこと等を書いてみたいと思います。

まず、海岸線からの大山の眺め、大山からの遠くの山々の連なり、大山町や米子市淀江町の海岸線から見た島根半島に沈む夕陽など、山に行っても海に行っても景色はとにかく綺麗。西部センターからも綺麗な大山や日本海が眺められます。景色がきれいという点が第一印象。

ただし、「雨の因幡、風の伯耆」の言葉通り、強風の日が多いように感じます。アパート探しをしたときに内ランダの部屋が多かった印象がありますが、このことも影響があるのかも。

また、気さくな人が多いようにも感じます。近所のおじさん、おばさん、スーパーのレジ係りの方や宅急便の配達員の人達、今のところ「なんじゃ～、こいつ！」といった嫌な気持ちになったことはありません。

方言も夫々ありますし、暮らしてみると鳥取と米子で気候風土、人の気質等に違いを感じることは結構あります。でも食べ物は…、食べられれば何でも良いという食生活のため、わかりません。



ところで、分析を行ったわけではありませんが、知財総合支援窓口にご相談に来られる企業様の相談内容は、「新しいものを考えたから特許出願したい」、「新商品のネーミングを考えたから商標登録したい」など、自社の発明やブランドの保護を目的としたご相談が多いことは鳥取も米子も変わりがないように感じています。

▲ 西部センター（米子市日下）

自社で考えた商品やブランドを真似されたくないという思いを持たれた方が「とりあえず権利取得」と考えて相談に来られることが多いのだと思いますが、単に真似されたくないというだけで出願を行うのではもったいないです。しっかりと戦略を立て事業に役立つ知的財産権の取得を目指す必要があります。実際に取得した知的財産権を活用する戦略としては、以下のようなものが考えられます。

(1) 知財を武器にした営業戦略

1つ目は、知的財産権を営業活動の中で積極的に活用する方法です。知的財産権を取得している商品について、営業活動において積極的に知的財産権をアピールすることで、技術またはブランドにおける信頼性が増し、市場拡大につながります。



(2) 市場独占戦略

2つ目は、他社に製品を作らせず、独占的利益を目指す市場独占戦略です。この場合は、有効な基本特許を取得するとともに、改良特許や周辺特許を固めることが必要になってきます。自社の生産能力や販売能力などを踏まえて、市場独占戦略をとるか、次に説明するライセンス戦略をとるかを判断します。

(3) ライセンス戦略

3つ目は、ライセンスによる戦略です。これは、他社にライセンスして市場を拡大し、ライセンス料収入により収益をあげる方法です。ライセンスには、期間限定や地域限定のライセンスなど様々な種類があるため、経営戦略に合わせて用いることがポイントです。

中小企業が知的財産権を活用していくことは、経済の活性化や日本全体の競争力の底上げにもつながると考えられており、政府も中小企業における知財戦略の推進に積極的に取り組むこととしています。

どのような戦略をとるのかは、企業様の事業規模や市場動向などにより異なります。どのような戦略で望んでいくべきかなど、特に西部の企業様に対し弁理士だけでなくブランド専門家など様々な専門家を活用して一歩踏み込んだ支援をしていきたいと考えています。

話に熱が入ると鳥取弁が出るとは思いますが、その際にご容赦下さい！

「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。



Q1

職務発明と業務発明は、どのように異なりますか？

職務発明規定の策定を検討しています。職務発明以外に業務発明というものがあると聞きましたが、業務発明とは何でしょうか？ また、職務発明とどのように異なるのでしょうか？

A1

職務発明は、会社の業務範囲に属する発明で、かつ、自己の職務の範囲内で行った発明です。

一方、業務発明は、会社の業務範囲に属するものの、自己の職務の範囲外で行った発明を言います。

A1の

解説



業務発明は、会社の業務範囲、すなわち通常、会社の業務範囲に属する範囲（将来、予定されている業務範囲を含む）の発明のうち、職務発明でないものを言います。職務発明、業務発明共に会社の業務範囲に属する発明ですが、従業員が過去又は現在の職務の範囲内でなした発明（職務発明）か、範囲外でなした発明（業務発明）かが相違点となります。

なお、職務発明でもなく、業務発明でもない発明は、自由発明と呼ばれています。

Q2

業務発明について、従業員から少なくとも通常実施権を得たいと思いますが、可能でしょうか？



業務発明が多数発生するとは思われませんが、万が一発生した場合、会社が少なくとも非独占的な実施権を確保するために、職務発明規定を策定する際に盛り込んでおきたいと思いますが可能でしょうか？

A2

会社は、職務発明とは異なり、業務発明に関して通常実施権等の実施する権利を保有していません。会社が従業員の業務発明に関して通常実施権が必要と判断される場合、その従業員個人と交渉する必要があります。

A2の

解説



特許法第35条第1項（参考情報1）において、会社は職務発明に関して通常実施権を保有する旨が定められていますが、会社は業務発明に関しては何ら権利を保有していません（参考情報2）。会社は従業員から業務発明の報告を受けて、業務発明の特許を受ける権利の譲渡や仮通常実施権取得の必要性があると判断すれば、従業員個人と交渉することになります。

この際、会社が従業員から届出を受けて従業員に協議を申し出る場合や、予め従業員に対して協議に応じる義務を課す場合もあります。従業員は、その協議の結果、譲渡や仮通常実施権を供与する義務はなく、会社と従業員間の交渉に委ねられます。

■ 参考情報 1 : 特許法第35条 第1項

- 1 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について権利を承継した者が特許を受けたときは、通常実施権を有する。

■ 参考情報 2 : 特許法第35条 第2項

従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

本文及び知的財産権についてのご相談は、
お気軽に『鳥取県知財総合支援窓口』まで！
電話：0857-52-5894



書籍のお知らせ（発明推進協会の本 2018.10）



再版できました！
**日米欧中韓共通出願様式時代
 特許明細書等の書き方**
 プロフェッショナル・アマチュアのための教本

鈴木 壯兵衛 著
 A5判 362頁 定価 3,240円
 送料350円

わが国においては、2009年より日米欧共通出願様式での特許出願が開始されましたが、現在では、韓国、中国を加えた五つの特許庁の枠組みにおいても、共通出願様式の採用が推進されています。本書は、長く特許事務所内で指導してきた著者が、共通出願様式に対応した明細書及び図面等の記載方法を具体的に解説し、その考え方や心構えまでも指南するものです。企業の知的財産部員、中小企業の経営者をはじめ、経験の浅い弁理士、さらには学生や研究者など、“プロの技”を志向する方は必見の一冊です。

ISBN 978-4-8271-1201-6

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



1月1日から適用の新基準です！
**類似商品・役務審査基準
 国際分類第11-2018版対応**

特許庁 編
 A4判 920頁 定価3,000円
 送料実費

商標登録出願には、商品名若しくは役務名を記載する必要があります。具体的な商品名及び役務名をこの「類似商品・役務審査基準」に基づいて願書等に記載しなければなりません。本書は、出願人等において、出願や調査等に必要不可欠なものです。2018年1月1日に適用が始まった国際分類第11-2018版に対応しています。

ISBN 978-4-8271-1305-1

鳥取県発明協会 会員価格： 2,400円



4月1日の法令に準拠！
**平成29年改正
 知的財産権法文集**
 平成30年4月1日施行版

発明推進協会 編
 A6判 1184頁 定価2,700円
 送料300円

特許法をはじめとする法律全般を改正する法律「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）の施行日（平成32年4月1日）が決まりました。本書は、知的財産権の法律について平成30年4月1日時点の法令を取りこみ、同時点で未施行の改正条文を表示した「法文集」の最新の改訂版です。

ISBN 978-4-8271-1306-8

鳥取県発明協会 会員価格： 2,160円



改正に対応した第6版！
**図解
 特許協力条約 第6版**

荒木好文 著 堤卓 補訂
 A5判 200頁 定価2,160円
 送料300円

近年、国際的にも特許制度に関する環境も整備されつつあります。その中でも、特許の国際的手続に関する条約である特許協力条約に対する期待も高まっています。故に、より利用しやすいものになることを目的とし、たびたび見直しが図られています。第5版を発行した2014年以降も、数次にわたり改正されています。第6版は、これらの規則の改正に対応するよう内容を書き改めたものです。初版と同様に同条約を可能な限り容易に理解し、イメージできるよう図や表を多用して解説しています。

ISBN 978-4-8271-1307-5

鳥取県発明協会 会員価格： 1,728円



人気の知財エッセーが一冊になりました
知財文化論

丸山亮 著
 A5判 288頁 定価 3,240円
 送料350円

人間は創造力を鍛え、文化と歴史を積み重ねる——。そんな人間が作り出す文化を、元特許庁の審査官・審判官で弁理士、作曲家、マルチメディア・アーティストとして活躍中の著者が、時代や洋の東西を超えて、独自の視点で論じます。2005年から月刊「発明」と月刊「技術と経済」の2誌にわたって約12年間連載したエッセーに加筆した136篇。あらゆる知財の話が満載です。

ISBN 978-4-8271-1284-9

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



バージョンアップした第2版！
**第2版
 米国特許手続ハンドブック**

大坂 雅浩 著
 A5判 360頁 定価3,780円
 送料350円

2011年9月16日発効のAIAに基づく特許法の改正が成立し6年が経過。発行される特許の50%以上が、AIA改正法に基づくものということが最近の調査で分かりました。変化の著しい米国特許業界、特に手続き面では、「発明の主題拒絶の増加」「U.S.P.T.O.提出書類の電子提出システムの進展」「NPEによる訴訟の減少」に特徴的な変化がありました。第2版では、それらの変化に特化させ、また、フォームを最新のものにし説明を追加しました。特許の主題（同法101条）、新規性（同法102条）やミーンズプラスファンクションの規定を含む記載要件（同法112条）に関しては、重要判決を交えながら説明しています。最新知識の習得に最適な一冊となっており、米国特許法に携わる初学者にもわかりやすく解説しています。

ISBN 978-4-8271-1297-9

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円

鳥取県発明協会の会員様は
 発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。
 【書籍申し込み・入会お問い合わせ】



鳥取県特許関係情報 (平成30年9月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆				
出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
株式会社レクサー・リサーチ	業務計画最適化装置及び業務計画最適化方法	2018-139041	2017-033333	2017/2/24
国立大学法人鳥取大学	微粒子分散液及びその製造方法	2018-141111	2017-037319	2017/2/28
国立大学法人鳥取大学	動物の行動を評価するための設備および評価方法	2018-143112	2017-038614	2017/3/1
国立大学法人鳥取大学	包帯巻き具	2018-143265	2017-037968	2017/3/1
国立大学法人鳥取大学	頬挟持具	2018-143408	2017-040224	2017/3/3
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	加熱調理器	2018-146163	2017-041334	2017/3/6
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	加熱調理器	2018-146164	2017-041335	2017/3/6
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	加熱調理器	2018-146165	2017-041336	2017/3/6
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	加熱調理器	2018-146166	2017-041337	2017/3/6
神鋼機器工業株式会社	高圧ガス容器の製造方法	2018-141560	2018-087772	2018/4/27
鳥取県	頬挟持具	2018-143408	2017-040224	2017/3/3
友田セーリング株式会社	カニの加工装置およびカニの加工方法	2018-139522	2017-035479	2017/2/27
有限会社イー・メカニカル	カニの加工装置およびカニの加工方法	2018-139522	2017-035479	2017/2/27
有限会社サンバック	患部固定具	2018-143782	2018-088900	2018/5/2
株式会社アサヒメッキ	低光沢度の化学発色ステンレス鋼材および化学発色ステンレス鋼材加工品並びにその製造方法	WO2018/047527	2018-521127	2017/8/2
カノンキュア株式会社	ヒト間葉系幹細胞を肝細胞へ分化誘導する新規化合物の合成と解析	特-06391067	2017-128831	2017/6/30
株式会社日本マイクロシステム	平面状圧力センサー	特-06383919	2014-222878	2014/10/31
国立大学法人鳥取大学	平面状圧力センサー	特-06383919	2014-222878	2014/10/31
国立大学法人鳥取大学	ヒト間葉系幹細胞を肝細胞へ分化誘導する新規化合物の合成と解析	特-06391067	2017-128831	2017/6/30
国立大学法人鳥取大学	吸着装置及び分析装置	特-06391087	2014-134783	2014/6/30
◆商標出願状況◆				
商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務	
大鳥機工株式会社	OHTORIKIKO	2017-118421	第6類,第7類	
秦野 美保	乾果、DRY×FRUITLABO	2017-14110	第29類	
千代むすび酒造株式会社	ひときわ、一際	2017-152372	第33類	
株式会社はなふさ	吉川牛	2017-60761	第29類,第43類	
有限会社三晃	ぎんりん海席	2017-120161	第29類,第43類	
三光株式会社	アグリキャップ	2017-147004	第1類,第35類,第40類	
株式会社ライフオン	LIFEON	2017-154010	第11類,第35類	
八幡物産株式会社	ロ-ヤルマヌカ	2017-111298	第3類,第5類,第29類,第30類,第32類,第33類	
株式会社澤井珈琲	甘熟珈琲フインニー	2017-165909	第30類	

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会（0857-52-6728）まで申し込んでください。（価格・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円+送料）

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
 - サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報の特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
 - その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
 - 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
- ～入会(会員)及びサービスの詳細は下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除 (この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円 (何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください。



発明くふう展・絵画展
たくさんのご応募
ありがとうございました!

審査結果につきましては、後日、
発明協会ホームページにて
発表いたします。



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
電話: 0857-52-6728 FAX: 0857-52-6674
E-mail: hatsu@toriton.or.jp

